第６章　農業振興計画における目標

本計画では、将来像の実現に向けて指標と目標を次のように設定します。

（1）基本指標

本市の地域特性や経営規模を踏まえ、農業者の主体性や創意工夫を発揮し、魅力ある経営展開を行うことを推進するために、本計画に対応した基本的な指標を示します。

① 農家数

令和２(2020)年の総農家数は604戸であり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農家数目標を概ね500戸と設定します。

表 6－1 農家数の推計

単位:戸

年度	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和２(2020)年	令和７(2025)年(推計)	令和17(2035)年(推計)
農家戸数	879	835	697	604	534	500

② 農地面積

令和２(2020)年の農地面積は440ｈａであり、平成17(2005)年から減少傾向が続いているが、第四次青梅市農業振興計画にもとづく農業振興施策を講じることにより、10年後の令和17(2035)年の農地面積目標は400ｈａと設定します。

表 6－2 農地面積の推計

単位:ha

年度	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年	令和２(2020)年	令和７(2025)年(推計)	令和17(2035)年(推計)
農地面積	533	485	472	440	413	400

（2）将来像実現のための目標

本計画の実現に向けて、施策方針ごとの目標を次のように設定します。

表 6－3 施策方針ごとの目標

施策方針	指　標	基　準(令和７年度)	目　標(令和17年度)
１ 多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	４６経営体	６０経営体
	認定新規就農者数	２経営体／年	３経営体／年
２ 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進	６次産業化補助金の活用件数	０．６件／年	３件／年
３ 農地の保全・活用と農業生産力の向上	農地中間管理権を設定した貸借面積	１．２ha／年	２．３ha／年
４ 持続可能な農業生産と地産地消の推進	市役所直売等の開催数	２２回／年	２４回／年
５ 青梅の特色を活かした農業の推進	多様な市民農園の設置数	市民農園：１５園 農家開設：８園 体験農園：１園	市民農園：１５園 農家開設：８園 体験農園：２園

（3）その他の基本指標

① 農業所得目標

年間の目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体として、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とします。

また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定します。

② 経営モデルの設定

本市の農業は、低地、台地、山間地といった多様な地形や自然環境、大都市近郊という立地を活かし、露地野菜を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

農業振興にあたっては、このような地域特性や経営規模・形態などの違いを前提としつつ、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営を行うことが望まれています。

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を示します。（表6－5　育成すべき主要営農類型参照）

③ 農地の利用の集積に関する目標

1　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアおよび面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

表 6－4　効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
20.6%	

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

農家意向調査および東京農業振興プランを参考に、農家戸数および農地面積を設定した経営体モデルをもとに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農地面積を算定すると75ｈａ（１経営体あたり平均1.1ｈａ耕作するとして、計75経営体、75経営体×1.1ｈａ＝82.5ｈａ）となり、令和17年度の農地面積400ｈａに対する割合は20.6%（82.5ｈａ／400ｈａ×100%）となる。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、青梅市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、認定農業者等担い手への農用地の集積化を加速する。

その際、青梅市は、関係機関および関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとの、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

④ 農業経営基盤強化の方向

青梅市は、東京都が策定した「東京都農業振興基本方針」に即しつつ、青梅市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

表 6－5　育成すべき主要営農類型

番号	分類	営農類型	経営耕地 （施設面積） 作付面積 （a）	労働力 （人）	主な品目	農業所得 （万円）	主な施設・ 機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 （施設30） 130	2 ＋ 雇用１	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 （施設10） 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホウレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稲 ＋ 野菜	露地野菜および稲作を中心とした経営	150 （施設20） 220	2 ＋ 雇用１	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ネギ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン、田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 （施設0） 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 （施設0） 60	2	ウメ、梅干し、ユズ、カキ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗物経営	70 （施設10） 110	2	花壇苗、野菜苗（タマネギ、ネギ、ジャガイモ、サトイモ等）	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、砕土機
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 （施設5） 200	3	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 （施設0） 80	2 ＋ 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、、トラック
			飼育豚1,200頭／年 （出荷頭数）	2 ＋ 雇用１	肉豚	1,000	
			採卵成鶏25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏200羽	1	烏骨鶏卵	150	

（４）計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

本計画の将来像を実現するためには、農業者をはじめ農業関係団体、市民、そして行政が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしつつ、主体的に取り組むことが不可欠です。

この計画は、農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って実現を図るものであるため、計画の実現に向けた各主体に期待される役割を以下に示します。

① 農業者・農業関係団体

農業者および農業関係団体は、食料の安定供給や地域社会の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

・ 安全・安心な農畜産物の安定供給に努めること。
・ 農業の担い手として、農地および農業環境の適切な管理者となり、計画を主体的に進行すること。
・ 環境保全型農業を推進し、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮に努めること。
・ 地域づくりの主体であることを認識し、地域住民や都市住民に愛される農業の環境づくりに取り組むこと。
・ 農業関係団体は、農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たすこと。

② ＪＡ西東京

流通と経営ノウハウの提供を通じて農業振興を支えることが期待されます。

・ 安全・安心な食品を消費者に供給すること。
・ 地場農畜産物の活用および流通拡大を図ること。
・ 地域の構成員として、地場農畜産物の消費拡大などにより農業者と市民を結ぶ役割を果たすこと。

③ 市民・市民団体

市民は、農業への理解を深めるとともに、地場農畜産物の消費や体験を通じて積極的に農業振興に協力することが期待されます。

・ 食料や農業が市民生活に果たす役割の重要性について理解と関心を深めること。
・ 地場農畜産物の購入や農業体験などへの参加を通じて、農業者や市外の都市住民とのつながりを強めること。
・ 安全な食生活、地域環境の担い手として計画推進に関わること。
・ 農業の理解者として農業者との連携、支援に努めること。

④ 行政（市、国・都）

行政は、計画の実現に向けた総合的な推進役として、現状を的確に把握し、必要な施策を効果的に実施することが期待されます。

・ 本計画で掲げられた将来像の実現に努めること。
・ 農業者や市民のニーズ、現状と課題を的確に把握すること。
・ その時の状況に応じた適切な農業施策を実施すること。（計画に基づいた実施を含む）
・ 本計画に関する情報提供および進行管理を行うこと。

⑤ 農業委員会

農業委員会は、地域の農業者の代弁者として、農地の適正管理と利用促進、担い手の確保・育成を通じて農業振興を推進することが期待されます。

・ 遊休農地の発生を防ぎ、効率的な農地利用を促進すること。
・ 農業者が安心して活動できる環境を整えること。
・ 農地法など関連法令や政策を適正に運用すること。

⑥ 施策ごとの主たる実施主体

本市農業の振興のため掲げた５つの施策について、施策ごとの主たる実施主体を示します。

表 6－6 個別施策ごとの主たる実施主

①多様な担い手の確保･育成

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
認定農業者への支援		○		○	○	○
農業後継者･女性農業者への支援		○		○	○	○
新規就農者の確保･定着支援				○	○	○
農業法人の参入支援と民間企業との協業等の推進	○	○		○	○	○
新たな担い手の確保･育成	○	○	○	○	○	○

②競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
ブランド化等による付加価値向上	○	○		○	○	
ICTを活用した高付加価値化･販路拡大	○			○	○	
6次産業化支援による高付加価値化	○			○		
農業経営体の育成	○	○		○	○	○

③農地の保全･活用と農業生産力の向上

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
優良農地の保全・活用	○			○		○
営農環境の整備・保全	○	○		○	○	○
機械導入や新技術等による生産性の向上		○		○	○	
農業委員会・JAと連携した農地保全		○		○		○

④持続可能な農業生産と地産地消の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
農畜産物の安全・安心の確保	○			○	○	
農畜産物の地産地消の推進		○		○	○	
地場農畜産物の利用拡大	○	○		○	○	
環境に配慮した農業の推進	○	○		○	○	○

⑤特色を活かした農業の推進

個別施策	農家	JA	市民	行政		農業委員会
				市	国･都	
特色を強みとした農業の推進	○	○	○			
市街地の農地活用	○			○	○	○
農業振興地域等の農地活用	○	○		○		○
食育の推進			○	○	○	
農地の多面的機能の活用	○		○	○		○

○…主たる実施者としての役割

（５）計画の進行管理とＰＤＣＡサイクル

本計画の進行管理については、青梅市農業振興対策審議会において定期的に審議し、その実効性を確保します。

① 取組状況の把握・評価

毎年、基本方針ごとに設定された目標指標（ＫＰＩ）の現況値や目標達成状況を把握・評価します。

- 指標の点検・評価：計画の推進状況を評価する物差しとして、農業者、市民、行政の各主体が共有できる目標指標（例：認定農業者数、認定新規就農者数、市役所直売等の開催数など）に基づき、年度ごとに進捗を把握します。
- 詳細な進捗管理：計画に掲げられた個々の施策や事業の詳細な取組状況については、毎年、進捗状況を把握・評価します。
- 意見反映の仕組み：計画の推進にあたり、農業者や市民が進捗状況を容易に把握できるよう情報提供を継続的に行います。また、農業者や市民の意見を継続的に聴取し、計画に反映させるための仕組みを構築します。

② 具体的な施策（事業）の検討と計画への反映

第７次青梅市総合長期計画や地域計画、および前年度の取組状況の点検・評価を定期的に踏まえ、以下の対応を実施します。

- 事業の再検討と重点化：　情勢の変化や評価の結果に基づき、具体的な取組（事業）を踏まえ、喫緊の課題として指摘された事項については、短期的な対策も含めて検討し、計画の推進を図ります。
- 計画の見直し：施策の評価の結果、当初の計画との乖離が生じる、または社会経済情勢に大きな変化が生じたと判断される場合、必要に応じて計画を見直します。

本計画の進行にあたっては、各主体間の有機的な連携が大切です。
各主体のつながりを以下に定めます。

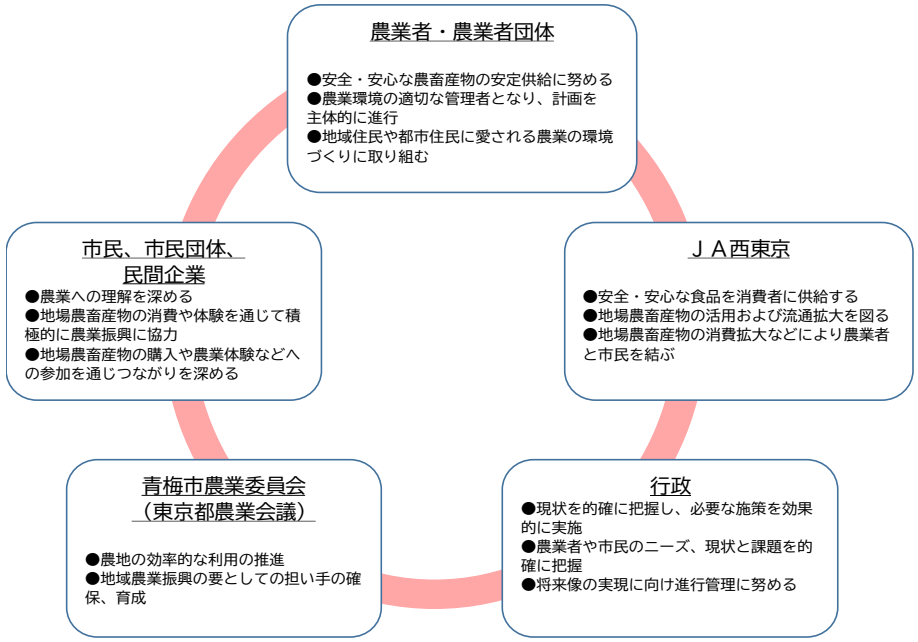


図 ６－１ 各主体のつながり

本計画の進行管理にあたっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、ＰＬＡＮ（計画）、ＤＯ（実行）、ＣＨＥＣＫ（評価）、ＡＣＴＩＯＮ（改善）のサイクルで進行管理を行います。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、関係法令等の改正や上位計画の見直しに合わせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

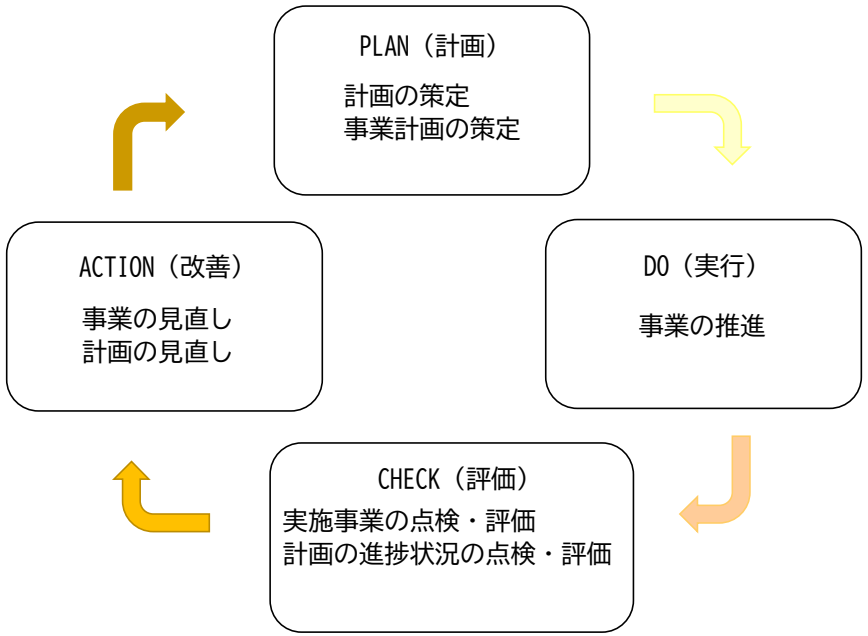


図6－2　管理見直し体制

未来の農作業はスマホで！？
「スマート農業」の幕開け

「農業＝重労働」というイメージを持っていませんか？今、青梅の農業はデジタル技術で大きく変わろうとしています。

ICT（情報通信技術）や AI を活用した「スマート農業」は、この 10 年間の計画の中でも特に注目されている視点です。例えば、スマートフォン一つで畑の水やりを遠隔操作したり、ドローンを使って肥料をまいたり、AI が収穫のベストタイミングを教えてくれたりします。

こうした技術の導入は、重い荷物を運ぶ負担を減らすだけでなく、経験の浅い若者が農業を始める助けにもなります。この章で掲げた目標を達成し、青梅を「稼げて、かっこいい農業」ができるまちにするために、最新技術という「プロの相棒」が活躍し始めています。